

問題

許可なく医薬品を販売した者を処罰する法律がある。複数の病院に対し、無許可で、海藻（わかめ）のエキスを顆粒状にした健康食品Aを、Aがわかめを原料とすること及びAが「便秘によい」旨を演述して、販売した者は、この法律（の無許可医薬品販売罪）によって罰せられるか。